

【資料1-2】

大阪湾港湾等における高潮対策検討委員会(大阪港部会) 開催要綱

制定 平成 30 年11月9日

(開催目的)

第1条 平成 30 年台風第 21 号の被害を受け、国土交通省近畿地方整備局において設置された「大阪湾港湾等における高潮対策検討委員会」を基として、大阪港において、台風 21 号の被害原因の検証や地域特性を踏まえた対策検討を行うにあたり、外部の学識経験者及び専門機関から意見を聴取するため、大阪湾港湾等における高潮対策検討委員会(大阪港部会)(以下「部会」という。)を開催する。

(委員)

第2条 部会は、外部の委員5名以内で組織する。

2 委員は、前条に掲げる目的を達成するために必要となる学識経験を有する者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

(委員長)

第3条 部会に委員長を置き、委員の中から市長が指定する。

2 委員長は、議事その他の会務を統轄する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(運営)

第4条 部会は委員長が召集する。

2 委員長は、必要に応じて会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(開催期間)

第5条 部会は、平成 31年 3 月 31 日までとする。

(庶務)

第6条 部会の庶務は、大阪市港湾局計画整備部計画課及び海務課において行う。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、委員長がこれを定める。

附則

この要綱は、平成 30 年 11 月9日から施行する。

傍 聴 要 領

大阪湾港湾等における高潮対策検討委員会（大阪港部会）

1 傍聴手続

- (1) 会議を傍聴しようとする方は、会議の開催予定時刻の 30 分前から開催予定時刻までに受付において住所、氏名及び連絡先等を記入し、事務局の指示を受けて、会場に入場してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行いますが、開催予定時刻の 30 分前にすでに定員を超えている場合は、その時点を以って受付を終了し、抽選により傍聴者を決定します。

2 傍聴者の遵守事項

傍聴者は、会場においては、次の事項を守ってください。

- (1) はち巻き、たすき、ゼッケン、ヘルメットなどを着用しないこと
- (2) 危険物、ビラ、プラカード、旗などを持ち込まないこと
- (3) 飲食又は喫煙をしないこと
- (4) 携帯電話等は、受信音などを出さないこと
- (5) 写真撮影、録画、録音等は行わないこと（ただし、報道機関が行う場合は除く）
- (6) 会議開催中は、静かに傍聴することとし、発言、拍手その他の方法により公然と意見を表明しないこと
- (7) その他会場の秩序を乱し又は会議の支障となるような行為をしないこと

3 会議の秩序維持

- (1) 傍聴者は、会場においては、委員長又は事務局の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が上記 2 の規定に違反したときは、これを注意し、なおこれを改めないときは、退場していただく場合があります。

4 お願い

傍聴により知り得た情報の取扱いについては、個人の権利利益を侵害しないよう特段のご配慮をお願いします。

5 その他

当会議のカメラ取材については、委員長挨拶までは自由で、それ以外は会場の所定の位置からお願いします。取材にあたっては、必ず市政記者カードまたは社員証（記者証）、自社腕章を着用のうえ、受付までお越しくください。受付にて、名刺受けまたは受付簿記入をお願いします。